

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成29年9月15日開催

熊 取 町 議 会

目 次

〔議員全員協議会（9月15日）〕

し尿処理の広域化（事務委託）について	2
高齢者見守りネットワークについて	9
下水道使用料の見直しについて	14
下水道事業受益者負担金の単位負担金額の見直しについて	15
その他	17
1. 大阪府国民健康保険運営協議会資料について	17
2. 熊取町ネーミングライツ導入に関するガイドライン等について	18

議員全員協議会

月 日 平成29年9月15日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	阪口均
	5	番	坂上昌史	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	矢野正憲
	11	番	佐古員規	12	番	河合弘樹
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	貝口良夫	企画部理事 兼シティプロモーション 推進課長	明松大介
	企画部理事 兼財政課長	東野秀毅	総務部長	南和仁
	総務部理事	林利秀	総務部理事	塩谷義和
	住民部長	藤原伸彦	住民部統括理事	吉田潔
	健康福祉部長	小山高宏	健康福祉部理事	山本浩義
	健康福祉部理事	山本雅隆	上下水道部長	山戸寛
	上下水道部理事	永橋広幸	政策企画課長	橘和彦
	人事課長	道端秀明	環境課長	島尾学
	健康・いきいき 高齢課長	石川節子	保険年金課長	野津博美
	下水道課長	山田卓幸		
事務局	局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

案 件

- 1) し尿処理の広域化（事務委託）について
- 2) 高齢者見守りネットワークについて
- 3) 下水道使用料の見直しについて
- 4) 下水道事業受益者負担金の単位負担金額の見直しについて
- 5) その他
 1. 大阪府国民健康保険運営協議会資料について
 2. 熊取町ネーミングライツ導入に関するガイドライン等について

議長（坂上巳生男君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。案件の終わられた皆様は、会議の途中で退出していただいて結構ですので、その点申し添えておきます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（坂上巳生男君）本日の案件は、し尿処理の広域化（事務委託）についての件ほか3件であります。なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、案件1、し尿処理の広域化（事務委託）についての件を説明願います。島尾環境課長。環境課長（島尾 学君）し尿処理の広域化（事務委託）について現在の状況をご報告いたします。

平成33年度までに、泉佐野市田尻町清掃施設組合第1事業所で、し尿の広域処理ができるように協議してまいります。

経緯でございますけれども、平成28年6月、熊取町から泉佐野市にし尿の広域処理の可能性について打診いたしました。平成28年9月には、組合のほうから施設を一部改造、運転時間をふやすことによって、受け入れが可能であるというような回答をいただきました。その後、必要となる改修工事及び概算費用が積算されるとともに、改修に伴う法的な手続などを確認いたしました。

平成29年7月には、組合より負担額が提示されました。泉佐野市長、田尻町長、熊取町長と関係職員による会議を設けまして、平成33年度からの広域化に向け協議していくことを確認した次第でございます。

経費の比較でございます。

組合より平成27年度の決算額に基づきまして、熊取町のし尿処理を受け入れるために必要な改修費を含めた負担額が示されております。平成27年度の人件費を加味した決算額約1億7,400万円なんですけれども、これに対して示された負担額は約9,000万円ということで、比較すると大幅な削減が見込めます。ここで、収集の費用の増加分は含んでおりません。また、組合から提示のあった額というのは超概算額でございますので、お知りおきいただきたいと思います。

なお、示された負担額につきましては、今後精査いたしまして、組合と協議を重ねて、改めて経費の比較を行うものとします。また、負担を求められている改修工事費等についても、今後組合と協議を重ねて経費の比較を行ってまいりたいというふうに考えております。

広域化の方法でございます。

泉佐野市と田尻町は、昭和40年から一部事務組合によるし尿処理とごみ処理を行っております。その間、施設の建設費を初め、これまで大小さまざまな修繕について、1市1町で費用を負担しながら今に至っております。こうした中、途中から熊取町が参加しますと施設の財産権の問題が生じることから、共同運営者となる一部事務組合ではなくて、事務委託での広域処理を検討しているところでございます。

広域処理施設でございますが、泉佐野市田尻町清掃施設組合第1事業所でございます。資料の2枚目、3枚目に施設の概略と場所について添付させていただいておりますので、ご参照ください。

次に、今後の主な予定でございます。

平成30年度までにすることといたしまして、泉佐野市では泉佐野市内の地元調整を行っていただきます。これにつきましては、熊取町職員が同席するというような場面もあるかというふうに考えております。熊取町では収集委託業者との調整を行ってまいります。組合と泉佐野市と田尻町も入ってなんですけれども、経費の負担の協議、それらを終わらしまして、広域化の決定というのを平成30年度までに行いたいというふうに考えております。

これをもちまして、平成31年度から平成32年度で組合のほうで施設の改修工事を進めまして、平成33年度から熊取町との広域化を開始していきたいというふうに考えております。なお、3首長で33年度といわず、できるのであればもう少し前倒しを考えなさいというふうな指示も出ておりますので、33年度までにとというような形でお伝えいたします。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）今ご説明がありました。

ちょっとよくわからないいんでお聞きしたいいんですけれども、一部事務組合と事務委託の違い、建設のときに熊取町が入っていなかったんで、組合には入れないということなんでしょか。事務委託のほうでしか参加できないのか。その負担金ですね。検討されていると思うんですけれども、やはり財政的な面も考えて事務委託になったのかもわからないんですが、その辺をちょっと詳しく教えてください。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）一部事務組合と事務委託の違いなんですけれども、一部事務組合と申しますのは、皆さんもご承知かと思うんですけれども、議員の皆さんも議会に参加していただくとか、職員も組合のほうに派遣いたしまして構成していく団体になるというところがございます。ですから、熊取町といたしましては当然職員を派遣せなあかんというような状況も出てまいります。

それと、今までいろんな費用がかかっております、建設であるとか修繕であるとか。そうなりますと、そこに係る財産というのは当然組合でお持ちです。熊取町がそこへ入るといことになると、その財産をどう分けるかというような問題が生じてまいります。現にある施設でありますとか、土地でありますとか。それを分けるに当たって応分の負担というのは、当然求められるであろうというふうなことが考えられます。

一方、事務委託でございますけれども、これは団体にもう事務を任せるといことになります。ですから、この場合でありますと組合の規定に従って処理をしていただく。熊取町については組合に費用負担するといことになるんですけれども、意思の決定といことになりますと、もう組合で決めたことをそのままやっておくという形になります。こうなりますと、財産を分けるとかその辺の費用負担が出てきませんので、その辺の費用はよりリーズナブルといいましょか、安くつくといことと、職員を派遣しなくていいといところもでございます。

そして、し尿の場合は直接搬入とか、そういった住民に直接かかわるようなサービスといものがまずございませんで、そこも考えますと適切に処理していただくといところ、経費的などころを重視しますと、事務委託のほうにメリットがあるんじゃないかといところで、事務委託を今のところ選択させていただいているといところでございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

一部事務組合に入れば権限が一応あるんやけれども、事務委託といことであれば規定に従って負担額が決まるということですよ。建物については当初から参入しているわけではないので、事務委託のほうに経費的には、当初の分まで含まれると高額になるといことで、この形だといことで理解しました。

負担額ですが、当初は9,000万円ですか、キロ当たり6,000円。これといのは議会に変更になればそれに従っていかなければいけないことになると思うんですが、組合に入っていないいんで。この金額といのは、熊取町としては下水道に入られる方がふえると、この分も合計額が減ってくると。キロ当たり6,000円、これで変わらなければいかなとは思うんですが、その辺の見込みはどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）まず一般的に考えますと、総量が多いほうが当然単価といのは安くつきます。これからですけれども、収集量は当然下がってまいりますので、しかしながら施設といのは動かないいけませんので、当然単価といのは上がってくる傾向になるといいます。

ご質問ですけれども、経費の負担といことにつきましては、一応今、今後の予定でお話ししたんですけれども、30年度までにといことで、30年度、ちょっと経費の負担について検討することになっております。一定そこで検討するんですけれども、搬入量の割合で負担するといようなことになれば、当然現状よりは、ご提示させていただいているように1万1,504円キロリットル当たりかかっているのが6,000円で済むわけです。

これにつきましても工事費、私どもが入るために、受け入れるために工事が要するというふうなことを先ほど説明させていただきましたけれども、その工事費を含めたもの、入れたということで計算しましてもこの金額でございますので、これとやっぱり1万1,504円を比べますと、大分間がぁいっているという中で、今後とも熊取町にとってはメリットが出てくるであろうというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

熊取町で今単独で持っているし尿処理場、どんなに下水が広がったとしてもかかるコストは同じなんで、単価が上がってくるというのはよくわかっております。

今回広域化によって搬入するというので、量的には減少傾向、人口も減少傾向ですので減ってくるということで、そこで単価が一定であれば心配ないんですが、今後やはりどういった形で上がってくるかというのは、組合の一員でないの、その辺は意見が言える立場ではないということになるんですが、その辺は住民の側に立って、熊取町の側となって意見を言える場というのはあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）事務委託ということでありましたら、端的に言いまして意見を言う立場はございません。

先ほども課長から説明がありましたように、現在示させていただいておりますキロリットル当たりの6,000円という額につきましては、修繕費用とかも含めた熊取町が参画する、熊取町の分を委託して処理することによって必要となる、修繕費用とかも含めた形での現時点での金額というふうな提示を受けたものでございまして、今後につきましても、基本的にはこの委託単価というのはどのようにして計算をされるかといいますと、端的に言いましたら、かかった費用を単一的に熊取町に負担を求めてくるということでございますので、例えば前年度の修理にかかった分、それによって上限というのは十分考えられることでございまして、これらのことにつきましても今後、今単価6,000円というのは現段階でこれぐらい負担していただくこととなりますよというふうなものを提示していただいている段階でございますので、今後将来的な見込みも含めて協議はさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

一部事務組合ではないの言う立場ではないと。協議に当たっては、その辺の意見を33年までに言っていくということですね。わかりました。

ちょっと不安は十分感じました。しかしながら、どんどん減ってくる水洗化によってし尿処理を維持していくというのは、やはり単独では経費が多かかるといことも理解しております。状況としてわかりました。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）この単価、今熊取町で1キロリッター当たり1万1,504円、これが6,000円になるというこの差異、これが施設の処理容量によるのかどうかということと、それから今泉佐野市と田尻町の施設がどれぐらいの経年している施設かどうかちょっとわからないんですが、これ昭和40年から始めているとしたらかなり古い施設になると思うんですが、これから老朽化した泉佐野市、田尻町の施設が、老朽化計画をして維持管理費等はどの程度含まれているのか、その辺を含めて6,000円というので今後何十年契約が続くのか。その辺は、恐らく大型施設改修とかその辺はないというような前提だと思うんですけれども、どの程度検討されているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）まず、単価でございますけれども、これは単純計算したものでございます。泉佐野市、田尻町の清掃施設組合で、27年度なんですけれども、決算額としてどれだけ1年間にお金

がかかっているか。第1事業所、し尿処理のほうでかかっているかというのに、量が何キロリットル運んできたかということで、単純に計算したものでございます。

一般的にですけれども、量が大きい施設のほうが単価は安くなります。今、私どものし尿処理場は公称能力は70キロリットルパー日でございますので、規模的には大分小さくなります。それと私どもの施設というのは、コンパクトにつくるというような要請がございましたので、大きな敷地でつくりますと高低差を利用してポンプは余り要らないんですけれども、小さいところであっちに持っていったり、こっちに持っていったりするものですから、たくさんのポンプを背負っております。それと焼却施設まで持っております、そこの施設で完結利用の施設です。それと泉佐野市のちよっと大き目の昔につくられた施設と比べますと、やはり単価的には向こうのほうがお安くつくというような状況でございます。

それから、向こうの状況でございますけれども、資料の2枚目に第1事業所の概略をつけさせていただいておりますけれども、54年9月30日に竣工というふうになっておりますけれども、54年度からお使いになっている施設で、右側のほうに昭和52年から54年、その前に能力の増設とかされています。それから52年、54年で全面的な改修をされて、62年、63年での基幹的、これは機械を入れかえるというような、そういうことをされています。

今現在、老朽化の工事ということで私どもお聞きしていますのは、水槽の工事をしているよというようなこともお聞きしております。その辺の工事は大体どういうものをお考えしているかというようなものも、私どもちよっとお聞かせいただいております、脱臭設備の改修であったり、高度処理設備をちよっとまた増強するというんですか、処理をもっときれいにするために、高度にするための設備をつけたり、それに伴いまして電気計装設備が当然変わってまいりますのでそこを変えとか。もともと好気性消化処理というような古い設備なんですけれども、今運転方法を工夫されて簡易脱窒というような形で運転されているんですけれども、これを標準脱窒というような今の時代に合ったような設備に改修していくとか、そういったことをお聞きしております。

これについては、大体幾らぐらいがかかるよという、超概算なんですけれども、これについてもお聞きした中で、今ちよっと費用負担について30年度からお話ししていこうというふうにお考えしております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の処理方法の変更が一番大きな工事費用になるかなということみたいですが、それでも単価には影響力は非常に小さいということですか。キロリッター当たり6,000円について、一時的に例えば標準脱窒の工程変更等の費用負担を別にしていくということになるんですか。その辺はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）ここの今キロリットル当たり6,000円というふうに、これ超概算なんですけれども、この中に今申し上げました脱臭設備であるとか高度処理設備であるとか電気計装、標準脱窒の処理の方式の変更、このあたりは入ってございます。現在水槽の老朽化対策ということでやられている工事についてはまだお話しはしていませんけれども、ほぼ入っておるといようなところで出させていただいた単価でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）水槽とかで施設がかなりやっばり古いんじゃないかなとちよっと気になる場所があるんですけれども、大きな震災が起こった場合の対応について、この施設は震度が6.5強ぐらいはもう評価済みになっている施設なんですか。それとも、今言われたタンク等の水槽の修理等あるいは耐震化等がやはりまだ残っているのか。その辺はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）ここでいいます水槽といえますのは、地下に掘り下げてつくっているような水槽でございます。それと耐震化ということになりますと、耐震補強は済んでいないというふうにお

聞きしております。

議長（坂上巳生男君）ほかに。重光議員。

2番（重光俊則君）やっぱり耐震補強が済んでいないというのは非常に気になる場所なんですけれど、耐震補強をいつごろやっていくのかということ、その費用はどうなるのか、そのときに委託料にどうはね返ってくるかというところは、今やはり耐震補強していないということであれば、近々それをやらなあかんという状況にあるんじゃないかなと。今安い単価でいけることはわかりますけれど、そこが大きな地震が起こったら受け入れられなくなる可能性もあり得るというふうに読めるんです。その辺はやはりもうちょっと検討して、それはどうなんですか。もっと具体的に示してもらえますか。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）おっしゃるとおり、今後私どももその辺はどないなっているんやということで、広域化の決定に向けていろいろ協議してまいりたいところでございます。

それと、大原衛生公苑のように、ああいうふうに1階、2階、3階というイメージではなくて、組合の施設は水槽があって、また次の水槽があってというちょっと平面的につくられた施設でございますので、その点まだクリアしやすいのかなという気はしますけれども、これは診断してみないとわからないんですけれども、その辺も含めて今後協議させていただきたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そういう点では、熊取町の受け入れるための改修工事というのは、31、32で簡単なことなんでしょうけれど、水槽というのはやはり結構僕は非常に厳しい施設やと思うんです、耐震に関して。それがどの程度の設計になっていて、水槽をやりかえらなったら本当に大変な工事になりますので、その辺は専門的な評価がやっぱり必要なんじゃないかなと。それが泉佐野市がされていけばそれはいいと思うんですが、その辺は早急に調べていただかないと、契約してここへ走っているけれど、やっぱりごっつい耐震補強で新たに水槽をつくらなあかんとなると、物すごい工事になりますので、その辺は早急に確認していただけるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）確認するようにいたします。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません、今の関連になるかもわからないんですが、まずちょっと最初に改修工事について聞きたいんですけれども、今回、今説明がありました老朽化対策としての改修工事というところで、これは熊取町が事務委託する以前からの計画なんですか、この改修というのは。まずその辺を教えてくださいませんか。

議長（坂上巳生男君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）そこはなかなかお答えづらいところです。私どもからいいますと、老朽化対策ですねと言いたいところもございまして。しかしながら、やはり組合としましては、量がアップするし、能力をアップせなあかんやないですかというようなことにもなります。ですから、私どもとしましては、その辺は30年度までに費用負担の割合を決めるときに、ちょっと協議させていただきたいというふうには思っておるんですけれども、老朽化といいますのはどこの施設でも、私どもの大原衛生公苑でも起きることですし、いつやるかということもございまして。もう後が見えていたら当然老朽化対策はしませんので、やはり受け入れてこれから長いことやるよということであれば、当然していかなあかんということにもなりますので、そこはこれから向こうと協議していかなあかんところであるというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

今この資料の中では処理能力が1日180キロリットルとあるんですけれども、熊取町がそれを委

託することによって、やっぱりこの処理能力、この範囲内では熊取町の分はできないというところなんですか。その辺のところではやっぱり処理能力を高めるために、老朽化もあわせて工事をするというところであるのかというところをちょっと聞きたいんですが。

議長（坂上巳生男君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） 先ほど説明したところにちょっと絡んでくるんですけども、古い処理方式の施設でして、好気性処理方式という設備で建てられています。でも、この方式で運転しますと、放流水中の窒素がとれません。今の時代には合わないということで、設備はそのまま運転の方法を変えられています。それは向こうは簡易脱窒というような言い方をしていますけれども、水槽の中で空気の吹き方を、空気を好むものと好まないという微生物がおるんですけども、吹くところと吹けへんところと、こういうのをつくったり、ある程度後ろの層から前の層へ返送をかけたというふうな形で、現状標準脱窒に似たような運転方法をとっているというような状況です。

こういう状況で運転していますので、もっと入ってくる、負荷がかかりますとやはりしんどくなってくるのではないかと。組合がおっしゃるには、入ってくることによって基準がいつもいつも遵守できない、ちょっと超えるかもしれないというような状況になるかもしれないので、標準脱窒方式に変えたいということでした。そやから、このまま運転できるのであれば、何とか今基準はいけているんやけれども、負荷がかかるので基準を超えるかもしれない。超えたらいけないので、これはもう現状の方式に変えたいんであるというようなことでもございました。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。熊取町がそこに参画というか事務委託することによって、やっぱり処理能力がもっと必要になっていくので改修というところですね。わかりました。

その改修工事の負担割合というのは、その辺については、金額はまだわからないかもわかりませんけれど、負担割合というものは出ているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） まだ負担をどうするかということは決まっていなくてございますけれども、この試算に用いましたのは搬入量を考えております。搬入量で考えて全体のパーセントで言いますと16%とか17%ぐらい熊取町が占めることになるんですけども、残念なことに組合ではトラックスケールがないものですから、1車、2車、3車で搬入量を数えています。ですから、実際のところは泉佐野市、田尻町がお持ちになっている量よりも多くカウントされている可能性がございますので、その辺も加味して私ども19%負担するというような仮定のもとで算出させていただいたというところなんです。

それから、まだこれからそれを決めるのでどうなるかわかりませんが、組合のほうで増加した、熊取町が入ってきたことによってする工事については全額見てくださいよというような提案もございますので、その辺最悪のことを考えて試算してもこれぐらい。今お示ししている額でございます。ですから、私どもの希望的観測では、これより何とかもっと負担額が安くなれへんかなと、そういうような交渉をしたいなというようなことは考えております。

何度も申し上げますけれども、負担の割合とか、これは30年度に協議するというようになっておりますので、あくまでもこちらの推測というか、推定といえますか、こういうふうなことを考えているというようなところでご理解いただけたらと思います。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

あと田尻町と泉佐野市の組合の側は、こうやって提案していただいているというところですが、熊取町が事務委託するということについては両市町とも丸、オーケーなんですか。組合議会のほうでもオーケーということに、この分については得られているというところなんですか。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） お尋ねの件ですけれども、1市2町の首長の間では了解済みということで、この件

については話し合いをしながら進めていくということで、了解済みということでございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 首長はオーケーでも、組合議会のほうありますよね。議会のほうはどんな状態なんですか。

議長（坂上巳生男君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） ただいま熊取町では皆さんにご説明しているというような状況で、田尻町につきましては、同じように全員協議会で8月31日に発表されていると。泉佐野市のほうは、9月26日から28日の間でちょっと今のところ予定しているというふうにお聞きしております。それと、組合の議会ですけれども、10月23日にこのことについて皆さんにご報告するというふうにお伺いしています。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 搬入量と処理単価が密接に関係すると思うんですけれども、熊取町は今下水道普及率が高いんですけれども、泉佐野市と田尻町というのはどれぐらいの普及率で、もう一つは市と町の政策、普及をどんどん高めていこうとしているのかとか、そういうことはどうですか。情報としてありますか。

議長（坂上巳生男君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） まず、下水道の普及率でございますけれども、田尻町は大分高かったと思うんですけれども、97.4%でございます。27年度末の下水道普及率を申し上げております。泉佐野市は低かったと思うんですけれども、37.1%でございます。田尻町はほぼ完了されているということで、量としては少ないというところでございます。泉佐野市はなかなか今後も下水道のペースは鈍いのかなというようなところはございます。

といいますのも、以前に貝塚市以南で大きな1個、し尿処理施設つくってというようなことを、大阪府主導のもとで勉強会開いておりますというようなこともちょっとご報告したことがあったかと思うんですけれども、その中でもやはり最後まで泉佐野市が残るんじゃないのと、泉佐野市で施設をつくるのが一番いいんじゃないですかというような、これは大阪府の提案なんですけれども、そういったようなこともございますので、泉佐野市に施設は残ってくるのかなというふうなことは、今まででもこの近隣の事務担当としては感じておるところでございます。

議長（坂上巳生男君） 山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君） すみません、補足でございますけれども、28年度末の下水道普及率につきましては、熊取町79.7%、田尻町97.5%、泉佐野市38.1%となっております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 最後に1点ですけれども、関西空港のし尿処理のあれはまた別個のものですか、全く。

議長（坂上巳生男君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） 私も、し尿処理場を担当していたことがございまして、関空が開港するときにし尿処理場を見学させていただいたんですけれども、あそこのし尿処理場は全く別で、空港島のは空港島で処理しようということで、ごみ、し尿が計画されていて、そこで全て処理しておるといふふうに聞いております。

議長（坂上巳生男君） ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 33年度に広域化を開始ということでお聞きしたんですけれども、今現在、熊取町のし尿処理場で働いていらっしゃる方々の処遇というんですか、そういうのはどういうふうになっていくんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） まず、職員2名につきましては、違う場所へということになるかと思えます。

運転につきましては、松藤工業に委託しております。その方につきましては、また違う部署に移っていただくというような形になるかと思えます。

泉佐野市へ持っていくこととなりますので、ある意味収集のほうはちょっと手厚くしていただかないと、今のままではちょっと距離がありますので、その辺でこれからどないなるかなと、協議させていただくところなんかというふうには思いますけれども、その辺は会社のほうでご判断いただけるのではないかなというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、し尿処理の広域化（事務委託）についての件を終了いたします。

次に、案件2、高齢者見守りネットワークについての件を説明願います。石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）それでは、高齢者見守りネットワークについてご説明させていただきます。資料はA4、1枚物の資料及び薄い桃色の「熊取町高齢者見守りネットワーク」と記載したリーフレットでございます。説明のほうはA4、1枚物の資料に沿ってさせていただきます。

まず、1点目、概要でございます。

高齢化に伴い、高齢者のみの世帯が増加し、見守りが必要な世帯も増加しております。本町においても高齢者が住みなれた地域でいつまでも自分らしく暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、各種事業に取り組んでおりますが、議員各位からの要望を初め、平成28年度に立ち上げました生活支援・介護予防サービス協議体にて抽出した地域の課題の一つにも見守りが上げられております。

本町における既存の見守りとしたしましては、住民同士で支え合う地域の見守りや民生委員・児童委員による独居高齢者の見守り、地域包括支援センターによる個別ケースの見守り、緊急通報装置による見守りがございます。

今回、新たに見守りネットワークを立ち上げ、ライフライン事業所などさまざまな民間事業者の協力を得て、日ごろの業務の中で気づく高齢者の異変を地域包括支援センターや町への相談につなげることで、早期発見、早期対応できる地域の包囲網をさらに強化していきます。

次に、2点目、見守りについてでございます。

見守りには大きく3つの種類がございます。1つ目は地域住民や協力事業者による緩やかな見守り、2つ目は民生委員・児童委員などが声かけや安否確認を行う担当による見守り、3つ目は支援が必要な人に対し、地域包括支援センターなどが行う専門的な見守りでございます。

図1、見守りネットワークイメージ図をごらんください。

従来から行っている見守りは薄く色づけた部分であり、そこに今回の見守りネットワーク事業、緩やかな見守りに濃く色づけた民間事業者の参画を促すことで、見守り体制の充実を図るものでございます。この3つの見守りは互いに機能を分担し、見守りが必要な人の状況に合わせて行われていきます。

次に、2ページをごらんください。

3点目、事業内容でございます。

(1) 協力事業者には、本事業への登録をしていただきます。本事業の趣旨に賛同する事業者は、協力事業者登録申出書を町へ提出します。②申出書を確認した後、登録した協力事業者に対し、見守りステッカーを交付いたします。ステッカーデザインにつきましては、関西医療大学学生に依頼しております。③協力事業者の希望に応じて、町ホームページなどで協力事業者名を公表していきます。

(2) 協力事業者による見守り・連絡内容でございます。特別な見守りを行うのではなく、ふだんの業務の中で気がかりなことや異変を感じましたら、地域包括支援センターなどへ連絡するもの

です。ただし、緊急性がある場合は、従来どおり消防署または警察署へ連絡していただきます。

(3) 連絡を受けた後の支援でございます。連絡を受けた地域包括支援センターや町は、必要に応じて医療、介護、福祉の関係機関と連携し、高齢者に必要な支援を行ってまいります。

4点目、府内市町の状況でございます。

同じような見守りネットワークは八尾市、堺市などで行われております。

5点目、周知方法ですが、今後のスケジュールもあわせて申し上げます。

まず、町広報10月号やホームページにて周知いたします。その後、速やかにライフライン事業者等各事業所へ作成したチラシを用いて理解を深めていただき、場合によっては主な事業所に出向き説明するなど、周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、ホームページには随時協力事業所の掲載を更新してまいります。また、この見守りネットワークとともに、徘徊高齢者等SOSネットワークや緊急通報装置、相談先である地域包括支援センターについても周知を図り、本町の見守り体制を広げてまいります。

以上、簡単ではございますが、高齢者見守りネットワークについての説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。重光議員。

2番（重光俊則君）高齢者見守りネットワークの概要は説明されたんですが、これ、いつごろ立ち上げて、具体的に色つきのパンフもありますけれども、この辺はもう既に町内の住民の方には周知されているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）こちらの事業につきましては、10月号広報でまずは初めての周知をさせていただきますので、事業所等につきましてはその後説明に上がっていききたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）重光議員が言われておりますのは、今既存の見守りのネットワークについての部分も含めてのことかなというところの理解やったんですけれども。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）いや、新しいところです。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）新しいほうだけでよろしいでしょうか。そしたら、広報、またホームページなどで周知を図っていくということとともに、チラシの配布、また場合によっては説明にもありましたように、出向いて営業してまいりたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）特に今からの分は民間事業者との連携ですよね。それについては、本当に今から第一歩でスタートなんですか。もう既に幾つかの業者は当たってあって、もう大部分が11月ぐらいからぱっと手を挙げてくれそうやと。どれぐらいの状況にあるんですか。

議長（坂上巳生男君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）先ほど説明させていただきましたように、高齢者見守りSOSネットワーク事業というのがございまして、この事業の普及に当たりまして、各事業所のほうには出向かせていただいております。また見守りについて、ほかにありましたらご協力いただきますようお願いいたしますということを、その折には説明もさせていただきますので、まずその事業所のほうに声はかけさせていただきたいなというふうには思っております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）スーパーと宅配サービスとかこういう業者が、今新たに民間事業者の見守りに加わりました。それはどういうサポートをしてくれます、だから住民はこういう緊急連絡とかそういう

のはどンドンしてくださいよと、そういう周知が今からされるということなんですか。業者の方は能動的にやられるのか、受動的になるのか、ちょっとわからないんですけど。

議長（坂上巳生男君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）この見守りネットワークは緩やかな見守りに当たりますので、多分事業所の方は何か異変を感じたら警察に連絡するとか、今まででも地域包括支援センターに事業所のほうから、この方は心配であるとか、そういう相談は入ったことがございますので、その延長上の事業であるというふうに思っております。

ピンク色のチラシの4ページとなったところに仕組みを書いておりますので、またご参照いただきたいと思います。いつもと違う気になるサインを感じましたら、連絡を包括やこちらの健康・いきいき高齢課にさせていただきたいということです。

なぜこのような取り組みをさせていただきますかと申しますと、どこに連絡したらいいかわからない、熊取町だったらここ、泉佐野市はここということ各々包括等ありますけれど、熊取町だったらどこなんだろうということがまずありまして、その周知を、この事業をもとにまずはPRしたいという意味も込めて行う事業というふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑は。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません、緩やかな見守りで本当に必要な施策を、以前からも説明していただいていたかと思うんですが、本格的に動き出すというところで大変いいことと思うんですけども、ちょっと聞きたいのは、見守りのステッカーを交付するという、そのステッカーについてちょっと説明していただきたいんですけども、協力してもらう事業所、いろいろ外回りしてはる事業所とかありますよね、郵便局員とか大阪ガスとか。そういった方たちがそれぞれ営業に回っている中で、ちょっとその1軒のうち、郵便物がちょっと、新聞屋なんかでもたまっておかしいなと異変を感じたときには連絡するという形かと思うんですが、そういった協力してはる事業者自体に、ステッカーというのは個人、各営業で回ってはる方がそういう協力をしていますよとわかるように、車にステッカーを張るんですか。バイクとかに張るんですか。ステッカーについての説明をお願いしたいんですけど。

議長（坂上巳生男君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）今考えているのは、徘徊高齢者SOSもそうなんですけれども、それもステッカーをつくっておきまして、各事業所のほうにまずはお渡しをさせていただいておきまして、宅配車両の分お渡しするとか、そういう形では今のところは考えておりません。

以上です。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）おのおの例えばバイクとかに張るとか、そういうイメージでは今の時点ではありませんが、各協力事業所1カ所に1枚ずつお渡しやって、事業所に張っていただいて、社会貢献をやっている事業所という称号をいただいってもらうとか、そういう視点でのステッカーの作成、交付というふうに考えております。ですので、外に出る方が事業所の職員やということをひっ提げて、町内の事業に当たってもらうというのではないということ。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。矢野議員。

10番（矢野正憲君）すみません、こういった形で今やっているところは、ほかの地域にもありますけれども、もともと関東のほうで盛んにやっていますよね。ステッカーというのは、バイクに張ったりとかして、連絡する事業所の電話番号とかが入っているわけですよね、包括の連絡先であったりとか。そのときに気づいた方が連絡せなあかんといったときに、そのステッカーを見て連絡をするというような形をほとんどのところはとっているわけですよね。牛乳の配達屋であったりとか、新聞配達屋であったりとか、そういった車であるとかバイクを使うようなところに、皆さん目立つところにステッカーを張っていますよね。張っている中で、仕事をされている方が雨戸が閉まっている、

新聞がたまっているというふうな形で気づいたときに、連絡をするときに、そういう自分の乗っている車やバイクを見て、そのステッカーに連絡先が書いてあるから非常にすぐに連絡できるというような形でほかのところはされているんじゃないんですか。

議長（坂上巳生男君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）この事業につきましては、府内のほかの市町村で行っている状況も確認しましたが、例えば八尾市ですと高齢者見守りのステッカー、気づいたときに声をかけてください、目にかけてくださいというようなステッカーであって、包括の連絡先とかそういうものを周知するようなステッカーには今のところはなっていない形でしたので、イメージ的にはそういうものを今のところは思っていました。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）先ほど私申し上げましたように、事業所にそういう社会貢献をやっている事業所であるということを示すような、SOSに取り組んでいる事業所であるとか、見守りネットワークに取り組んでいる事業所でありますよということがちゃんとわかるような、玄関に張ってもらうような、そんなイメージを持っておりました。

ただ、今ちょっといろいろおっしゃっていただいて、おのおの外交とかに出られる方に対して、それを啓発するためのステッカーというのもやっぱりあるかとは思って、そこはちょっと研究させていただきたいなと思います。

今の現時点では今年度スタートするというので、当初予算をとっておりましたけれども、各事業所1カ所に1枚ずつのステッカーということ想定やっただけで予算化しておりますけれども、今後ちょっと考えさせていただきます。ほかのまちもそれを張って外に出て行くことに対しての、そこは事業者の職員は大丈夫なのかということとか、いろいろそこら辺やっているところをもう少し研究させてもらって、対応やっていかせていただきたいなと思います。現時点では事業所に張るステッカーということで、今想定しております。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありますか。江川議員。

13番（江川慶子君）高齢者だけの家族はともふえています。高齢者であるだとか、単身であるだとか、そういうことは余り知られたくないという気持ちをお持ちで、例えば留守番電話でもかけていると留守だということがわかると。だから、あえて留守番電話にしないんだとか、洗濯物を干す場合も外に干すと高齢者世帯だけしかいないというのがわかると、一般の人に。だから、家の中で干すようにしているとか、いろんな工夫をされているんです。いろんな来客がありますので、成り済んだとか、貴金属の買い取りだとか、いろんな訪問があるんで気をつけているんですが、そういったとても自分のところの家庭を守るために努力をされているんですが、こういった登録されている業者の方に、ここはこういう世帯ですよとか、そういった情報を出すのではなくて、ただふだんの営業なり活動の中で知っている範囲のところでは気づきがあったら、声をかけてくださいみたいなので捉えてよろしいんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）今、江川議員おっしゃった理解そのままでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）緩やかなところというのはそういうところにあるということであれば、この見守りネットワークというのは本当に緩やかなもので、登録することで意識化して電話、通報、連絡してもらうということだけなんです、そしたら。あとは、ステッカーを張るということで自覚を高めるということですね。

年間に何かイベントがあつて、こういうところで再度認識するだとか、そういったようなものだとか、お約束事をまとめた規約までいかないですけども、そういったものを用意するのか、その辺はいかがなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）今、一応要項等をつくってしまっていて、申し込みに際しましての、例えば見守りといいますが、一応例は書いておりますけれど、なかなかこれは当たるのかどうかというのは、特に当初はあるかと思っておりますので、そこには一例一例を丁寧にかかわりながら、私たちもそこについても勉強していきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。要項がつくということで、事業者もそれを見て考えて対応していけると。行事的なことは答弁なかったんですが、これから検討ということですね、どうされるかというのは、年間的に何か。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）このタイミングで皆さんにというんではなしに、常にやはりホームページやいろんな場面で、場合によっては広報紙を頻繁に出すとか、そういったところで啓発をやって、一社でも多く参画やってもらえるようには取り組んでいきたいなと思っておりますし、やはり実効性を高めるためには主な事業所に入っていってもらわないいけませんので、そこに関してはちょっと出向いていきたいなというふうに思っております。

こういう例えばイベントの中でこんなありますのでというのを今想定しているかというたら、そうではないんですけども、常に意識しながら啓発はやっていきたいなと思っております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

それと、4ページのところでは、連絡が関係機関で地域包括か、健康・いきいき高齢課か、消防・警察へという3段階で判断して緊急があれば、緊急性にかかわって判断するようには見えるんですが、右の下の表、見守りネットワーク図を見ると、何かちょっと違って見えてしまうんですが、私がそう思うんかもわかれへんねんけれど、地域団体などは役場へ連絡、協力事業者は何か警察や消防に連絡みたいなふうに矢印が見えてしまうんですけども、何かちょっと工夫があったほうがいいんじゃないかなと思いたしたので。

議長（坂上巳生男君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）この5ページの下の見守りネットワークの図でございましてけれども、この分の下は包括と役場と警察・消防の分ですけど、連携を持って見守っていきますということはこの図であらわしたかったのでありまして、協力事業者が警察というより、この3つをまとめた形での図示をしたかったんです。ただ、ちょっとわかりにくいようであれば、またちょっと検討させていただきます。

議長（坂上巳生男君）ほかにございせんか。坂上議員。

5番（坂上昌史君）府内の状況で今実施されている、ここの4番に載っている4市で、この事業をやる前と後で連絡はふえたんですか。

議長（坂上巳生男君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）この事業を行うに際し、各市町にも問い合わせさせていただいたんですけど、これによってふえたかどうかということにはちょっとわかりませんが、各ホームページ等で協力機関というのはふえておる状況でございまして。

例えば、大阪狭山市でしたら65件、八尾市で680件以上の登録があったというふうにホームページ上で公開しておりました。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）協力してくれる企業はふえているということですけど、これによって効果が上がっているかどうかというのは、まだわからないということですか。

議長（坂上巳生男君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）連絡はやはりふえているというふうには聞いております。ただ、もともとフォローするというか、かかわりのある方はもともとかかわりのある方とってある一定おりますので、そこまでの影響かどうかはわかりませんが、連絡はふえているというふうに聞いております。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、高齢者見守りネットワークについての件を終了いたします。

案件の終わりました職員は退席していただいて結構です。

次に、案件3、下水道使用料の見直しについての件を説明願います。山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）それでは、下水道使用料の見直しについてご説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。

1点目の下水道使用料の考え方と方針でございます。

下水道事業については、公営企業として位置づけられ、独立採算制が求められてございまして、総務省の通知の「地方公営企業繰入金について」により、一般会計が負担すべき経費の考え方が定められております。また、管理運営的な経費の財源は雨水公費・汚水私費の原則のもと、雨水処理に係る経費は一般会計からの繰入金により、汚水処理に係る経費は使用料により賄うことが適当であると示されてございます。

また、下水道使用料の見直しについては、財政状況を勘案して3から5年程度に実施することが適当であると国から示されており、本町は前回、平成26年度に、平成27年度から平成29年度の3年間で算定期間と定めた見直しを行っていますが、今回、平成30年度から平成32年度の3年間で算定期間とした下水道使用料の見直しを行うものでございます。

2点目のこれまでの経過でございます。

平成16年度に受益者負担の適正化のため、下水道使用料の見直し検討を行い、使用料対象経費については、維持管理費の100%及び資本費の50%を目標として、全てを賄える使用料改定を実施することになり、平成17年度から平成26年度の10年間で算定期間とし、平成26年度末に回収できるように、これまで段階的に3回の使用料増額改定を実施してまいりました。

なお、下水道使用料改定及び消費税による増額の経過につきましては、表のとおりとなっております。

2ページをごらんください。

3点目の下水道使用料の見直し検討についてでございます。

下水道事業特別会計の経費回収率の見込みを算出するとともに、平成29年4月1日現在の大阪府下及び近隣市町の下水道使用料との比較検討を行いました。

①の経費回収率の推移と今後の見込みでございます。

本町の経費回収率は、以下のとおり見込んでいます。経費回収率については、表下米印の式により算出します。

3ページの資料1をごらんください。

経費回収率の推移と今後の見込みについて、平成19年度からの表となっております。

先ほどの目標により、平成24年度以降の経費回収率の平均値はおおむね100%を維持していることが確認できます。今回の算定期間である平成30年度から平成32年度までにおいても、おおむね100%を見込んでございます。

②の大阪府下及び近隣市町村の下水道使用料の状況でございます。

4ページの資料2をごらんください。

20立方メートルパー月の比較において、熊取町は大阪府下43市町村では高いほうから13番目で、

府下平均より267円上回っております。堺市以南13市町では7番目で、平均より51円上回っております。

2ページにお戻りください。

4点目の検討結果でございます。

前回の算定期間である平成27年度及び平成28年度についてはおおむね経費の回収は賄えており、平成29年度においても経費回収ができる見込みでございます。今回の算定期間である平成30年度から平成32年度までの経費の回収もおおむね100%賄える見込みであるため、現時点では使用料を据え置くことが適当と判断するものでございます。

なお、平成30年度より地方公営企業会計適用となるため、現行での算出方式は今回が最終となるものでございます。次回の見直し時期につきましては、平成32年度を予定してございます。

以上で、下水道使用料の見直しについてのご説明を終わります。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、下水道使用料の見直しについての件を終了いたします。

次に、案件4、下水道事業受益者負担金の単位負担金額の見直しについての件を説明願います。

山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）それでは、下水道事業受益者負担金の単位負担金額の見直しについてご説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。

1点目の下水道事業受益者負担金制度の概要でございます。

下水道事業受益者負担金につきましては、他の公共施設と異なり、下水道を使える地域と未整備地域との公平性から、下水道事業により利益を受ける限度において、事業費の一部負担を求めるもので、本町の公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づき、下水道事業受益者負担金条例及び同規則を制定し、負担金の徴収を行っているものでございます。

次に、2点目の過去の単位負担金額の見直し結果についてでございます。

単位負担金額は、下水道事業受益者負担金条例第3条第3項の規定により、3年ごとに見直すことになっており、表のとおり制定当時及び過去8回全ての見直しをした結果、423円パー平方メートルで据え置きとしてございます。

3点目の次期単位負担金額の案の算定について。

（1）及び（2）の算定式に基づき算定するものでございます。

まず、（1）については、第5次下水道財政研究委員会の提言や国からの指導をもとにした算定式でございます。算定式については四角囲いのおとりでございます。

2ページをごらんください。

①の単位負担金額は、賦課対象となった土地に係る1平方メートル当たりの負担金額になります。

②の対象事業費は、平成26年度から28年度に実施した管渠埋設工事費、実施設計委託料及び移設補償費の事業費で、1メートル当たりの施工費に換算したもので、22万1,124円パーメートルとなります。

③の末端管渠の延長は、平成28年度末時点において、事業認可区域内の未整備区域における末端汚水管渠の延長で6,020メートルとなります。なお、末端管渠とは、上流端部分600平方メートルを受け持つ管渠でございます。

④の負担面積は、平成28年度末時点における事業認可区域内の未整備区域の面積で、134万9,000平方メートルとなります。

⑤の負担率は、末端管渠整備相当額をそのまま単位負担金額として賦課すると住民にとって大き

な負担となりますので、適当でないとの観点から、末端管渠整備相当額に乗じる一定の率のことでございまして、負担金制度を制定した当時からもう3分の1としてございます。

これにより、単位負担金額の算定を行いますと、329円パー平方メートルという単価となっております。なお、②から④の数値の根拠については4ページの資料1に添付してございますので、後ほどお目通し願います。

次に、(2)について総務省通知による算定式でございます。

算定式については四角囲いのおりでございます。

①の単位負担金額は、賦課対象となった土地にかかる1平方メートル当たりの負担金額となります。

②の建設事業費の5%は、総務省通知において建設事業費の5%を徴収し、事業費へ充当することとされており、平成30年度から平成32年度の建設事業費は3,560万9,000円となります。

3ページをごらんください。

③の賦課予定面積は、平成30年度から32年度の整備予定面積の32%で、7万5,904平方メートルとなります。これにより単位負担金額の算定を行いますと、469円パー平方メートルという単価となっております。

なお、②及び③の数値の根拠については5ページの資料2に添付してございますので、後ほどお目通し願います。

4点目の単位負担金額の見直し結果についてでございますが、(1)の算定式で算定した329円パー平方メートルでは財源不足となり、建設事業費の5%を賄うことが困難となります。また、

(2)の算定式で算定した場合は、469円パー平方メートルが必要となり、現行の423円パー平方メートルでは10%の乖離が見られ、建設事業費の5%を賄うことはできませんが、入札等による低減も見込まれることと、制定当初から単位負担金額を423円パー平方メートルとしてきたことから、住民間の公平性の面などを勘案し、平成30年度から平成32年度までの単位負担金額を現行の423円パー平方メートルで据え置くこととするものでございます。

なお、今後の単位負担金額については、過去8回の見直し及び今回の見直しを勘案し、423円パー平方メートルで恒久化することについて検討することとしてございます。

最後に6ページの資料3をごらんください。

岸和田市以南の状況でございます。

本町以外で条例等による見直し規定があるのは泉佐野市、阪南市及び岬町ですが、いずれの市町も制定当初から変更はございません。

以上で、下水道事業受益者負担金の単位負担金額の見直しについてのご説明を終わります。

議長(坂上巳生男君) ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。

2番(重光俊則君) 最後のまとめのところに現行423円でいくということですがけれども、2の算定式では469円必要で、現行から10%乖離しているということですよ。423円は建設事業費等を下げることによって、多分入札等により低減できるだろうという非常に安易な見直しになっていて、423円でも黒字化します、赤字にはなりませんということを明確に示すべきだと思うんです。これによったら、場合によってはこれは不足になりますよというような価格設定じゃないですか。

やはり、423円でやればこの事業については安定して、これは他の市町村と比べても熊取町が一番高い額になっておりますし、そういうところから考えて423円ですと大丈夫だという書き方になっていないと思うんですけれども、これは大丈夫なんですね。423円ですと、先ほど言った、4番のところに469円が必要だということが書いてあるけれども、それについても問題ないと思えていいと理解していいわけでしょうか。

議長(坂上巳生男君) 山田下水道課長。

下水道課長(山田卓幸君) 過去から内部でもいろいろ話をしている状況で、過去から全く423円で据え

置きという形でずっときております。もう80%近い方々に下水道普及させていただいている中、今後の方に金額を上げるというのはちょっと不公平感があるという中で、こういう形をとらせていただいております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今まで算定価格に対して、かなり20円ぐらい低いときもあるわけですがけれども、今の算定価格426円であれば、423円据え置きで問題ないということですね。

議長（坂上巳生男君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）入札行為でかなりの金額が落ちまして、今、重光議員言われている大丈夫かという形で、あくまでも財源の一つとして下水道事業を捉えていきたいなと思います。

今後、企業会計になりますので、建設事業費というのは国庫補助金が1番、受益者負担金が2番、残りの適債事業について起債を借りて事業を進めていくと。あと3条から4条に移させていただく減債積立金と建設改良を積み立てますので、これは必ず423円死守して、貴重な財源の一つとして、算定式の一つの目安としての5%という捉まえ方をさせていただけるとご理解していただきやすいのかなという形で思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、下水道事業受益者負担金の単位負担金額の見直しについての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

その他、何かご報告等があれば承ります。野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）それでは国民健康保険の広域化に伴う進捗状況の報告といたしまして、去る8月29日に第2回大阪府国民健康保険運営協議会が開催されましたので、その際の資料を提供させていただくものでございます。まず、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

お配りしております資料は4種類ございますが、まず表紙といたしまして資料一覧となったものを1枚つけさせていただいております、それに資料の1番が平成30年度の公費のあり方についてとりまとめというものが1種類、資料の2といたしまして今後のスケジュール案、次に資料3-1といたしまして大阪府運営方針のたたき台、概要版のA3のものが1枚、資料の3-2といたしまして大阪府国民健康保険運営方針たたき台、右の肩のほうに未定稿平成29年8月29日というものがございますが、皆様おそろいでいらっしゃいますでしょうか。

それでは、資料2の今後のスケジュール案をごらんいただきたいと思っております。

こちらスケジュールの左側、平成29年7月の枠の一番上のところに、追加公費の考え方提示とございます。これが国から示された考え方とございまして、資料1がその内容となっております。2月中旬に大阪府から市町村標準保険料率の仮試算が公表されましたが、この仮試算の際には算入していなかった公費拡充分につきまして示されているもので、特別調整交付金の拡充や医療の適正化に向けた取り組みに対する支援といたしましての保険者努力支援制度に係る公費の拡充分の全体像が示されたものでございますので、ここの内容につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

次に8月の枠の真ん中のところですが、第2回運営協議会とございますが、8月29日に開催されまして、大阪府国民健康保険運営方針たたき台について、意見交換が行われたということでございます。

この運営方針につきましては、6月20日に開催いたしました熊取町国民健康保険運営協議会で骨子案をお配りさせていただいております。今回示されたものが資料の3-1と3-2でございまして、その骨子案が示されて以降、広域化調整会議などで検討された内容が明記されたものでございまして、概要版と運営方針のたたき台となっているものでございます。

現在、市町村への意見聴取のための素案の策定に向けて広域化調整会議などで最終の検討が進められておるところでございます。このスケジュールにもありますとおり、9月の下旬には改正国保法に基づく市町村への意見聴取が行われる予定となっております。

この意見聴取の際には、熊取町国保にとって必要な意見を提出してまいりたいと思っております。この運営方針につきましては、市町村からの意見聴取の後に、大阪府の運営協議会に諮問されてから答申を受けた後、知事が決定し、12月ごろに公表される予定となっております。

内容につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

なお、保険料の試算につきましては、今のところ説明会の日程等、まだ連絡を受けておりませんので、説明会が開催されましたら資料の提供をまたさせていただきたいと思っております。

今後、このスケジュールに沿って進めてまいります。平成30年度の新制度の施行に向けまして、今後も引き続き、大阪府の検討状況や府内市町村の動向に注視するとともに、情報収集に努めまして、被保険者の皆様に混乱が生じないよう、円滑な移行に向けた準備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）あと報告事項がもう1件ございますが、ただいまから3時10分まで休憩といたします。

（「14時57分」から「15時10分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告事項の2点目について。橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）それでは、お時間いただきまして、熊取町ネーミングライツの導入に関してご説明させていただきます。

去る8月の議員全員協議会でもご説明させていただきました。その際、ご要望のありました資料のほうを先日、皆様のほうに提供させていただきました。本日はその資料につきまして、お時間いただきましてご説明させていただきます。お持ちかと思えますけれども、熊取町ネーミングライツ導入に関するガイドライン、またネーミングライツに係るパートナー募集要項、また選定委員会審査要領、この3点でございます。

さきの8月の議員全員協議会でもおおよそこのガイドライン、募集要項を見越して前段ご説明させていただきましたので、このガイドライン、募集要項、そのときに出了意見を踏まえて、中心にご説明させていただければと思います。

まず、ガイドラインからご説明いたします。

1番のネーミングライツ導入の目的・趣旨ということでは、基本的には歳入確保、この一助とするため募集するものでございます。このガイドラインにつきましては、その施設の募集方法、応募者の選定方法について定めたものでございます。

ネーミングライツの概要につきましては、一般的にネーミングライツとはどういうものかということで、ネーミングライツの概要と本町におけるネーミングライツにつきまして、ホームページ、広報印刷物におきまして愛称を積極的に使用していくこと、また先日もご説明いたしましたネーミングライツというのは愛称を募集しているものであって、施設の正式名称を変更するものではないということでございます。

また、ネーミングライツの対象町有施設につきましては、こちらに記載のとおり、広く町有施設全般についての募集をかけることを前提としたガイドラインとなっております。

ただし、次に掲げる施設は対象外ということで、一応ネーミングライツの現状対象としない施設につきまして、役場庁舎、小中学校、保育所等は除外しております。また、施設の性質上、愛称を付すに適当でないと判断されるものにつきましては、今後もネーミングライツの導入はしていか

い施設というのも規定してございます。

また、契約期間につきましては、さきの議員全員協議会でもご説明したとおり、おおむね3年から5年程度というところでございます。また、指定管理者制度を導入している施設につきましては、この原則にとらわれず、導入期間との整合性も含めた上で検討してまいるというところでございます。

導入の手续につきましては、まずは、パートナーの募集をかけます。ご提案がありましたら選定委員会による提案に対する審査、選定委員会による優先交渉権者が決定されましたら、その方と詳細の協議を行いまして、内容が煮詰まればパートナーとの契約締結ということ、契約締結後は愛称の使用を開始してまいるというところでございます。

次ページをお願いします。

愛称の付与の条件と範囲でございます。愛称につきましては、ネーミングライツの考え方の中にあります企業名、商品名を冠した愛称を募集するわけですが、基本的には施設の名称として親しみやすさ、呼びやすさ、町民から理解を得られ、かつ施設のイメージアップにつながる愛称を付与するためと委員会において審査するということでございます。

パートナーの特典につきまして、7番でございます。

基本的には愛称が決定しましたら、その愛称に基づく看板を設置することを可能としております。またパンフレット等、ホームページ、広報紙を通じた愛称の普及と定着を本町として進めてまいりますので、これが基本的なパートナーの特典と考えております。

8番目が愛称付与に伴う費用の負担ということで、さきの議員全員協議会におきましても、費用に対する考え方のところがいろいろ議論になっていたかと思えます。

まず、先ほど言いました看板の設置や契約終了後の原状回復につきましては、費用負担はパートナーの負担ということで定めております。また、契約締結後に作成するパンフレット等につきましては、当然それは作成者側の負担ということになります。

そこに注意事項で書いてございます契約締結前に印刷されたパンフレット等の考え方につきましては、こちらもパートナー負担でシールであったりゴム印であったりご用意いただける分につきましては、対応はさせていただくことは可能としております。

9点目、パートナーの募集でございます。

原則公募により行います。この際、後ほど説明します募集要項を定めて募集を開始ということになります。

留意事項でございます。応募に当たっての費用は当然応募者の負担になるということでございます。

応募資格でございます。パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できるものでございます。

また、一応次の①から⑫に該当する法人につきましては、応募除外ということで定めております。

失格事項でございます。虚偽の申告、申請、応募があった場合は選定の対象から除外するものでございます。

選定方法は、先ほど申しました選定委員会を設置し、応募者の提案を判断させていただきます。これも後ほど説明します審査要領を定めまして審査してまいるところでございます。

4ページをお願いします。

一応選定基準としまして、100点満点の審査の配点を設けております。まずは、経営の安定性で配点を20ポイントとしてございます。提案内容につきましては、企業のこれまでの社会貢献と応募の趣旨を10ポイント、愛称を20ポイント、命名権料、幾らで契約したいかという金額につきまして50ポイントとしてございます。当然ネーミングライツ歳入確保の観点から、やはり金額に一番重きを置いた一応基準を設けているところでございます。100点満点中50点以上ないと優先交渉権者として決定されないという最低基準も設けております。

選定結果につきましては、委員会開催から原則1カ月以内に応募者に通知することとしております。

契約の締結につきましては、決まりました優先交渉権者と協議が整った後、契約ということになります。

また、当然何らかの瑕疵があった場合、契約の解除はできる条項も設けております。

パートナーの公表、新名称の普及ということで、パートナーが決まりましたら当然ネーミングライツ料をいただくわけですから、本町としてもその普及、周知に努めていくところでございます。

16点目が、施設によりましては、指定管理者制度を現在導入しております。また予定の施設もございますので、指定管理者との内容を規定してございます。まず、指定管理者におきましては、当然ネーミングライツのパートナーとして応募する権利を有しております。もし、応募する意思がある場合は、他の応募者に比べて有利な状況をこちらで規定させていただいております。

17番目、18番目につきましては、軽微な部分で当然遵守事項、適用除外、こういった規定を設けているところでございます。

施行時期につきましては、10月1日からということで、当初予定しておいた期日を入れさせていただいております。また、本日さまざまなお意見またあろうかと思っておりますので、時期につきましては、改めて今回本日のご意見も踏まえまして、必要な時期に改める可能性も含めて、現時点では一旦10月1日でガイドラインのほうを作成しておるというところでご理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、パートナーの募集要項をごらんください。

ガイドラインにつきましては、本町の名前のおり根本的なネーミングライツに対する考え方を示しておりますので、募集につきましてはこの募集要項に基づいて、これを公表することによって募集の開始ということになります。

1番の募集対象施設でございますが、ガイドラインにつきましては広く町有施設全般のことを規定しておりますので、この募集要項に当たっては、町の施設について例示をさせていただいた上で募集をします。当然ここに書かれている施設以外の提案も可能という形にはなっておりますが、一例を挙げております。

また、この施設を特定していない、また金額の要件、最低の契約希望金額等規定していないのは、広く提案をかけていくということで、タイトル見ていただいたらわかるとおり、さきも報告させていただいたとおり、提案募集型ということで広く提案を受け付ける、そういった形の募集になっております。

提案募集につきましては、事業者、法人に提案いただきたいのは、命名権料、契約期間、本町へ要望するパートナー特典、これを明示して提案をいただくということになっております。

続きまして、2点目、申し込み方法等につきましては、添付書類の要件、提出部数、提出先を記載しております。

受け付け期間でございますが、本要項の公開期間中は随時受け付けということで、例えば1年間限定であったり、期限は設けているところではございません。公開中は随時の受け付け、提案がいただけるということになっております。

決定につきましては、さきの選定委員会により決定しました優先交渉権者に通知を出します。この段階では、あくまで優先交渉権者の決定でございます。

その他につきましては、必要な事項を記載しているところでございます。

最後に1枚物になります選定委員会の審査要領でございます。

さきの議員全員協議会でも、内部の職員による選定委員を設けるということで想定していることはご説明しておりますが、今回要領を定める中で4名程度の職員による選定委員会というふうを考えてございます。企画部長、総務部長、また施設所管の部長級職員ということでございますので、あと4点目が政策企画課長でございます。

審査区分及び選定基準につきましては、ガイドラインでも記載しておりましたけれども、改めてこの審査要領として定めているところでございます。

一応この資料に基づいた説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）ただいまのご報告に関連して、ご意見、ご質問等はございませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）これは副議長か議長に発言してもらうべきことだと思いますけれども、この資料は作成どおり10月1日から施行しますとなっています。これはそのとおり提案していますということですが、さきに議長と副議長は町長とお会いになってお話をされたと思うんです。そのときどういう経過があって、どうなったかということ踏まえて、今資料の説明をされた10月1日から施行するという資料を受け取れるのかどうか、それは議長、副議長どちらか発言していただけますか。

議長（坂上巳生男君）ただいまの報告の中にもありましたけれども、10月1日から施行というふうには書いてあるけれども、この場のご意見等を踏まえて、また見直しもあり得るかのような、そのような報告であったかと思えます。

ここでの皆さんのご意見を踏まえて、この後、議長名での町長への要望も予定しておりますけれども、皆さん方のほうから忌憚のないご意見をいただけたらと思っております。

私としましては、現時点ではガイドラインにこういうふうに書いておりますけれども、これは施行時期は延期していただくべきだというふうには考えております。橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）少し補足だけさせていただきます。

さきの24日の議員全員協議会で、ガイドライン等早急に示すべきだというご意見をいただきました。本町におきましても、内部的にはほぼガイドライン等そろっておいた状態で、資料のほうを議員全員協議会でご説明させていただきましたので、一応その前提で早急に内部でガイドラインを固めさせていただいて、資料のほうご提供させていただいたところでございます。ですので、一旦資料をつくったのは、10月1日を前提としたものとなっているのは、この資料のとおりでございます。

資料提供の後に、たしか議長と副議長からご意見いただく場があったかと思うんですが、あともう一つは、10月号の広報でネーミングライツの募集ということも想定しておりましたが、ぎりぎりまで状況を見守りまして、一旦10月号広報からは現状落としております。記載しておりません。これは確定してから正式に公表したほうがいだろうと。タイミングは、当然ホームページはすぐ対応できますので、広報紙だけはちょっとタイミングをどうしても図らないといけないということで、現状10月号広報からは一旦予定から落としましたので、先ほど言いましたとおり、本日のご意見を踏まえまして施行時期については改めて検討すべきかというふうにご考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）議員のほうからはご意見等ございませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君）前の議員総会の内容とかでもいいんですね。

議員の中でいろいろ議論していった内容なんですけれども、京都市のネーミングライツの実施要綱とかその辺を参考にさせていただいた中ででもそうなんですが、議会に対する報告義務というか報告事項というのは、京都市のネーミングライツ実施要綱の中にはちゃんと記載されてございます。そういった意味で、このガイドラインにもそういった議会が物申せる場というんですか、そういったものはどのように考えているのかお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）当然さまざまな団体でネーミングライツが導入されております。全ての団体を調べたわけではございませんでしたので、泉佐野市、和泉市、こういった近隣の先進事例を参考とした中で、その団体におきましてはちょっと議会の関与という関連の記載事項がありませんでしたので、本町のガイドラインも、それぞれガイドライン自体だけではなくて、ほかの有料広告に関する基準とか、いろんな関連した中でネーミングライツのガイドラインを定めてはおりますので、そんなことも全て見させていただいた上で、今回の本町のガイドライン、募集要項は考えさせてい

いただきましたが、先ほども申し上げたとおり、本日のご意見を踏まえまして、ガイドラインにそういった内容が必要であれば記載していく方向では検討していきたいと思っております。

あとは、例えば関与の仕方、タイミング、このあたりでどういったお考えがあるのかということで、この後もまたご意見あればいただければと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかにいかがですか。重光議員。

2番（重光俊則君）このネーミングライツの導入が突然これを実施しますということで、口頭で簡単な連絡があった後、10月1日から実施するという方針が示されましたよね。そのネーミングライツ自体がやはり町の、例えばひまわりドームだとか煉瓦館だとか、そういう今ままでずっと親しまれた呼称があるところに新たなネーミングを取りつけていくということで、実際どういうものが選定されるか、まず一つこういうシステム自体を採用するんだということの住民への告知がない状態で、すぐにスタートするというのが大きな問題であったと思うんです。

それから、施設自体も町がこれ全部どんな施設でもと、学校と庁舎を除いていいですよと言っていますけれども、本当にそれでいいのかどうかということも住民との対話がされていない状況、あるいは議員との対話がされていない状況で定められていますよね。だから、そういうところをきちんと住民にこういうことをやっていくということの、住民あるいは議会にそれを説明してからこれは動き出すというのが筋じゃないかと思うんです。

議員の中でも、愛称をつけるべきでない施設もあるんじゃないかということも発言があります。条件にもよりますが、選ばれた愛称で本当にそれでいいのかどうか、それが金額的にペイすればいいという理事者側の判断であっても、住民から見たら金額だけで判断できないよとかいろいろあると思うんです。

そういう意味では、まず京都市のほうは、実際に候補者が決まった場合、それをもう一回市内に出して、公開して、それに対する対抗業者があるかどうかも含めて募集している。そこまでいかどうかは別としても、それが一つと、住民の意見をどうやって反映させるかということになりますと、やはり私は議会にその内容について諮って、それを議会が住民の意見も代弁しているという捉え方でやはり町と理事者側と議会が一体となって決めたことであるという方向に持っていくべきではないかと思うんです。

それは、やはり提案自体が非常に短期間ですぐ実施するという状況で出てきたから、そういう状況になったと思うんです。やはり京都市なんかかなり、京都市は既に何件かやってきて、その中で問題が出てきたこともあるんでしょうけれども、やはりそういうところを踏まえてやっていけば、その中で、じゃこういうやり方で条件とか議会への報告とか了承とかの位置づけがとられれば、じゃスタートしましょうという時点にはなったと思うんですけれども、そこがぼんと飛んでしまったから、今の状況ですぐ実施するというのは非常に問題があると思います。

今10月1日ですけれども、まずどういうところについて議会と、京都市は非常に細かいところまで議会の承認を得るという文書が公式ではないにしても出ています。条例そのものはそれほど簡単な条例になっていますけれども、実際の議会との同意については、契約条件とか費用とかについても細かく議会に報告して、その同意を得ることが前提というように理解しております。その辺をやはり少なくともガイドラインの中に加えていただきたい。佐古議員の意見とほぼ同じ意見になりますけれども、そういうことです。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事兼シティプロモーション推進課長。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）京都方式なんですけれども、一定我々がやろうとしている形ではなくて、まずは募集を広くかけて、その後、手が挙がったところに対して、まずはそこと協議を行って、一定その1社と協議を行った内容を議会へ報告して、市会議員の中で中身を固めて、金額等々は恐らくそこで固めるかと思うんですけれども、それを広く募集をかけるという、いわゆる形ですと施設指定型と言われるタイプになります。

我々が行おうとしているのは、施設公募型といいまして、全体的に広くというような、そんなタイプで今ご説明させていただいたところになりますので、先ほど議長から、この後、提案書を町長のほうにお持ちいただけるということでございますので、一定その要望の中身を見させていただきますと、その中身によっては、例えば議員全員協議会なりでその内容を諮っていくということになりますと、議会運営にもちょっと関係してきますので、そのあたり総務部のほうとも議会事務局のほうとも相談しながら、まずは京都市もそういうふうにお伺いしているんですけれども、一定理事者側と、それから議会側のほうで、十分相談をしながら、そのあたりをガイドラインに入れるか、どういうふうに入れていくのかということと相談、打ち合わせというんでしょうか、協議をさせていただければというふうに考えております。

したがって、今、もう9月の半ばになっておりますので、10月1日施行というのは、時間的にそのあたり調整、またガイドラインの状況によっては大幅に見直す必要も出てくることあるかと思っておりますので、時期については10月1日ありきではなくて、その相談内容等々を踏まえて柔軟に延期なりをしていく必要があるかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ほかにご意見等ございませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）先ほど佐古議員もおっしゃいましたけれども、議員総会で議員のそれぞれの意見をまとめておまして、議長を通して町長に申し入れをします。その中には、先ほど言いましたようなことも含まれておりますので、その辺を十分に精査していただいて、実際に実のあるネーミングライツ導入ができるようにご検討いただきたいというのが私の意見です。

議長（坂上巳生男君）ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

意見、質問等なしと認めます。

以上で意見、質問については終わります。

これをもちまして、その他案件の報告を終了いたします。

以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「15時35分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

坂上巳生男